

## 5月の税務カレンダー

固定資産税 5月31日



## 子ども・子育て支援金制度開始と雇用保険料率変更について

### 子ども・子育て支援金制度開始について

令和8年4月から、「子ども・子育て支援金制度」が開始されています。  
支援金は社会保険に加入されている人であれば、健康保険料とあわせて徴収されるため、制度開始は給与計算や賞与の支払実務に直結します。  
子ども・子育て支援金制度の開始時期は令和8年4月分の保険料からです。多くの企業(翌月徴収)では令和8年5月支給の給与から天引きが開始されますが、自社の徴収方法(当月徴収か翌月徴収か)によってタイミングが異なるため、給与担当者の制度への理解度が不可欠です。

徴収方法	対象となる保険料	給与天引きの開始月
翌月徴収	令和8年4月分保険料	令和8年5月支給給与
当月徴収	令和8年4月分保険料	令和8年4月支給給与

子ども・子育て支援金は、月々の給与だけでなく、賞与からの徴収も必要になります。

### ・国が推奨する給与明細での表示方法

国は、子ども・子育て支援金を「医療保険料等と明確に区別して表示できるよう取り組むこと」を求めています。これは、加入者が自身の負担額を正確に把握できるようにするためです。  
「子ども・子育て支援金」といった新たな項目の追加、または既存の保険料項目(例:「健康保険料」)の内訳として支援金額を明記等の表示方法が推奨されています。

### 雇用保険料率の引き下げについて

令和8年4月1日以降、最初に締め日が到来する給与から新料率が適用されます。

### < 令和8年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業者の種類	負担者		② 事業主負担		①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	<b>5/1,000</b>	<b>8.5/1,000</b>	<b>5/1,000</b>	3.5/1,000	<b>13.5/1,000</b>
(令和7年度)	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※清酒製造の事業	<b>6/1,000</b>	<b>9.5/1,000</b>	<b>6/1,000</b>	3.5/1,000	<b>15.5/1,000</b>
(令和7年度)	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業	<b>6/1,000</b>	<b>10.5/1,000</b>	<b>6/1,000</b>	4.5/1,000	<b>16.5/1,000</b>
(令和7年度)	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

例1) 給与締日: 月末/支払日: 翌月20日⇒4月30日締・5月20日支給分より新料率適用

例2) 給与締日: 15日/支払日: 当月末日⇒4月15日締・4月末日支給分より新料率適用

※令和8年度の労働保険料の申告(年度更新)について、確定保険料と概算保険料の計算に用いる料率が異なるため、注意が必要です。

### < 通勤手当の非課税限度額のQ&A公表・国税庁 >

国税庁は4月20日、「通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&A」を公表した。この改正は令和8年4月1日以後に支払われる通勤手当に適用されます。

この中で、一定の要件を満たす駐車場等を利用する者の1か月当たりの非課税限度額は、通勤距離に応じた限度額に1か月当たりの駐車場等の料金相当額(上限5,000円)を加算した金額となった。

「一定の要件を満たす駐車場等」とは、勤務先周辺の駐車場や勤務先近辺の駅周辺の駐車場、フェリー乗り場、空港等が該当します。なお、バイクや自転車の駐輪場も含まれます。